

業務方法書における内部規程等の整備期限について

変更後の業務方法書の内容と既存の規程等との整合性を確保するための整備を平成 32 年 3 月 31 日までに行う。

平成 31 年 3 月 12 日
地方独立行政法人神奈川県立病院機構

(参考)

平成 29 年 12 月 27 日付け総行経第 96 号総務省行政経営支援室長通知抜粋

- ・ なお、内部規程の検討に時間を要する場合は、当該内部規程に「整備の期限を示す条項」を設ける等の対応を行うものとする。